

虐待防止委員会規程

(目的)

第1条 虐待防止委員会は、社会福祉法人紀宝町社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないよう、定期的に又は適時、委員会を開催し、虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員の選出)

第2条 委員は以下のとおりとする。

- (1) 委員長は、本会会長が指名する者とし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- (2) 委員の選任については、本会職員（6名）又は利用者本人及び家族から（2名）、委員長が指名する者（3名以内）とする。
- (3) 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代行する。
- (4) 委員長が指名した委員の任期は1年として、再任を妨げない。

(開催)

第3条 委員会の開催を次のとおりとする。

- (1) 委員会は、年1回以上開催する。
- (2) 臨時に委員会の必要があるときは、委員長が招集して開催する。
- (3) 委員長は、委員会において必要があるときは、前条に定める委員の他に、参考人として指名した者の出席を求めることが出来る。
- (4) 委員会は、書記を指名して議事録を整備する。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 「虐待防止のための指針」を職員に周知し、行動規範とするよう啓発する。
- (2) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- (3) 「職員セルフチェックリスト」結果による調査を必要あるごとに実施する。
- (4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止窓口担当者に報告する。
- (5) 虐待防止に係る研修を原則年1回および職員採用時に実施する。
- (6) 事故等の問題が虐待につながるような場合は、虐待防止委員会において対応する。
- (7) その他、法令及び制度の変更のあるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会及び委員は次の責務を担う。

- (1) 委員会は、虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。
- (2) 委員は、日頃より関係法令の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ一）の向上にも努めるものとする。
- (3) 委員会の委員長及び委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導する。
- (4) 委員会は、その他の各委員会とも連携を取り、利用者の虐待のおそれのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を図るものとする。

(委員の報酬)

第6条 委員の報酬は、紀宝町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程を準用する。

(その他)

第7条 苦情及び説明・同意については、各事業所の利用契約書及び重要事項説明書内に準拠し対応する。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項、虐待防止上必要な対応については、委員長が委員に諮り、本会内で協議し定めるものとする。

附 則 この規程は、令和5年3月20日より施行する。